



# 陪審裁判

創刊号

1

発行 陪審裁判を考える会

東京都中央区銀座六丁目四番一二号岡田ビル倉田法律事務所内  
電話 〇三(五七)七六五四〇五 郵便番号 一〇四

1982年12月

## 裁判を国民の手に



倉田哲治 弁護士

ふと、広辞苑(第二版補訂版)をみると、「陪審」について

刑事事件において、専門の裁判官のほかに、一般の市民から選定された陪審員が審判に参与する裁判制度。わが国では大正一二年の陪審法で定められ、昭和一八年廃止

とあって、知らないうちに陪審法が殺されてしまっていた。しかし、陪審法は、現在、わが国の法律として生きている。陪審裁判は、太平洋戦争が終わったら再開することになっていたのである。

### ●元裁判官の痛恨と反省

昨年一月に亡くなられた青木英五郎弁護士は、遺稿『陪審裁判』(朝日新聞社)の中で——裁判の公正ということは、われわれをあざむく共同幻想にすぎない。それは、弁護側がどれほど被告の無実を

証明する証拠を提出しても、裁判官が被告を有罪にしようとする決断すれば、それらの証拠を無視して有罪にすることができ

る、ということをお教えてくれるものであった。このことは、無名の冤罪事件では日常茶飯事のごとく行なわれている。どれ程強く、われわれ国民が公正な裁判を

「お願い」しても、裁判官に聴きいれてもらえないとすれば、われわれはいったいどうしたらよいのであろうか——と問いかけて「冤罪を防止し、公正な裁判を確保するために、われわれに必要とされる努力は、陪審裁判の実現に向けられるべきであらう」と書き遺している。これ

は、狭山裁判の体験を語ったものである。また、「考える会」の合宿中に急逝した上治清弁護士も——民意を裁判に反映

することは、司法の民主化にとって必要

である、と多くの人はいう。しかし、そのための重要な方途である陪審や参審を実現すべし、という声は必ずしも高くない。

戦前、裁判は天皇の権威によって支えられていたが、天皇の権威が存在しなくなった現在、裁判の権威を支えるものは、国民一般の良識以外にない。したがって、裁判制度もこの国民一般の良識が支配するように組織すべきであり、その一大方途が、陪審や参審など「国民の司法参加の制度」である——と述べていた。

上治弁護士は国民の司法参加としての陪審を唱え、青木弁護士は誤判防止のために陪審を訴えたが、二人とも長らく裁判官をつとめていたので、それだけに裁判所を内側からみてきた者の痛恨と反省

がこめられているのかもしれない。官僚裁判官による裁判の独占という戦

前の体制は、そのまま戦後にもち越され、現在も温存されている。

●陪審裁判実現にむけて  
戦後三七年、ともすれば風化してしまいうような陪審裁判を実現させなければならぬということをおきたのであろう。

こうしたことが契機になって、陪審裁判に関心をもっていた人々が集って「陪審裁判を考える会」を発足させることになった。第一回の会合(本年四月)に参加した人々は学者・文化人・ジャーナリスト・弁護士など二十数名で、議論はそれぞれ立場から行なわれたが、裁判における民主主義は陪審裁判に行きつかざるを得ないという点で、ほぼ意見の一致をみた。この意見を市民レベルで具体化し、運動化するのが「考える会」である。会員は、資格を問わない。専門家でない市民が大いに裁判を論じようというのである。そうでないと、裁判が国民から遊離し、理解できないものになってしまうからである。(くらた・つはる)

# 陪審法の歴史から

## ●「民の声は神の声」

ポーブという詩人の言葉に面白いものがある。「民衆の声とはおかしなものだ。神の声であつたり、なかつたりする」というのである。「民の声は神の声」という格言に対する皮肉である。私はポーブの言葉にも一理があると考ええる。

人間は神様ではないから、善と悪の間をゆれ動く。しかしよくしたもので、大量現象としてみると、ある時代の共同主観としての正義の観念は、周辺はほけているものの、中心部は形をなしている。それにふれる行為は結局は批判される。「悪の栄えたためしは無い」のである。だから「民の声は神の声」というのは、長い目で見れば正しいと思う。

陪審制度の基礎はここにあるはずだが、日本の近代司法史は、結局はこれを認めなかった。その端緒は実に明治初年であった。久米邦武編の『特命全権大使・米欧回覧実記』は、かつては仲々見ることでできない本だったが、今は田中彰氏校注のお蔭で岩波文庫で容易に読めるようになった。

## ●井上毅の陪審反対論

一八七三(明治六)年一月二三日、大使一行はパリの裁判所を見学した。その注釈に曰く。「西洋ノ裁判ニハ、刑事ニモ代言師アリテ、罪人ニ代リテ辯スレハ、罪状ニ紛冗ノ憂ヒナシ、『チュリー』アリテ、其情偽ヲ審聴シ、是カ允諾ヲ待テ、後ニ罪状ヲ定ム、冤枉ナカルベシ」。陪審を含むフランスの刑事司法は、このように高く評価された。しかし注釈は「此法ヲ日本ニ行ハントスレハ、蓋シ亦難キモノアリ」としてその導入を否定した。その理由として、代言師のないことと共に、日本人の国民性が陪審や証人に適しないことをあげている。すなわち、『チュリー』ヲ挙げハ、官ヲ恐レテ唯唯スルニ過キス、其強項敢言ノ者ヲ選スルトモ、法理ニ闇ク、道德上ノ論ト葛藤ヲ繁クシ、必ス互ニ相辯論シテ、不用ノ地ニ言ヲ勞セン、証人ニ至リテハ、実ヲ以テ吐露スルモノナカルベシ、其罪科輕ケレハ、憎ミヲ隣里ニ得ル、若重ケレハ怨ミヲ黄泉ニ獲ル、是ミナ人情ノ尤モ畏ル、所ナリ」(『米欧回覧実記』(一)一四三頁)。

この注釈は、直接には久米の手になる



利谷信義 東京大学教授

ものであるが、その実質は大使一行の共通意見ではなかったかと思う。当時井上毅もパリに留学中であり、大使一行と行動を共にしていたと私は推測する。そして井上の陪審制度反対論も右の主張と一致する。ポアソナードが治罪法草案の中に入れた陪審制度を、井上が苦心の末取り除いてしまった過程を、私は最近細かく追ってみた(『天皇制法体制と陪審制度論』未刊)。井上の陪審制度反対論は、自由民権運動の抑圧と密接に結びついているが、パリにおける右の共通意見の線も一本通っているようである。

## ●陪審法の実現とその致命的欠陥

一八八二(明治一五)年に実施された治罪法に陪審法の姿はなかったが、明治三〇年代に入ってから在野法曹は陪審法の制定を要求し始めた。それは大正期の原内閣の下で形をなし、高橋内閣の下で実現した。

一九二八(昭和三)年の施行から一九四三(昭和一八)年の停止に至る陪審法実施の歴史は、私たちに、いろいろなことを考えさせる。憲法上の制約というところで、法は陪審に最終的な決定権を与え

なかった。司法権は、天皇の名において裁判官の行使すべきものであった。戦前の日本では、「民の声は神の声」であってはならなかったのである。このことは、陪審法にとっては致命的な欠陥であった。しかし、「民」の方にも問題がなかったかと言えはそうとはいえない。一方に、立派な陪審がいたことも確かである。他方、『米欧回覧実記』の注釈に該当することもなかったとは言えない。ポーブの言葉がここにはあてはまる。これを克服する条件を、どのようにして作りあげていけばよいか。陪審法の歴史から私たちが今汲みあげるべき教訓は、ここにこそあると思われる(とすれば)。

## ●事務局よりお知らせ

例会は、原則として、毎月第一金曜日午後六時から、倉田法律事務所にて行なっておりますが、日程等の変更がある場合もありますので、はじめての方は、事前に、ご連絡いただければ幸いです。

「考える会」の郵便振替口座が決まりました。東京三・五七八〇九



▲いまでも残っている陪審法廷 (横浜地方裁判所)

# 事実認定権を国民に

●復帰前の沖繩での経験から

法律については全くのしろうとの私がなぜ、難しい刑事裁判の問題に口をさしはさみ、日本にはなじみの薄い陪審制度を導入せよなどと口幅ったいことをいうのか、ふしぎに思う人もいるだろう。

日本復帰前の沖繩で、私が米国民政府高等裁判所の陪審員をつとめたのは、証

拠調べに八日、評決に三日の僅か十一日間すぎない。

そのころ、私はゴルフに明け暮れ、ワインの美味追求が生きがいといった、おおよそ活字には縁のない日々を送っていて、たまに手にする雑誌といえは「プレイボーイ」か、週刊誌ぐらいのものであった。だから国の司法に関心のあるわけもなく、まして陪審制度がどのような機能をもつものか全然知らなかった。

司法意識の低さという点では、私ひとりだけが例外というわけでもなかった。法は公正にして、国民がいちいち心配しなくても専門の学問をつんだ裁判官が公正に取り仕切ってくれるから裁判は専らに任せておけばよい、そんな安易な信頼感を他の人々と同じく抱いていた。

ところが、たった一度、さきほどの民政府裁判に陪審員としてかわりあった経験から、私の体のなかでなにか大きな変化が起こった。

小説『逆転』を書いた動機について、人は親切な臆測してくれる。アメリカの軍事優先、住民の人権無視の裁判に抗してたまたま筆をとったのだろう、と。



伊佐千尋 作家

ちがう。ある日、木の上ののってしまつたゴルフボールを打とうとして落下、肋骨二本を折り、安静を命じられて、退屈まぎれに書き出したものである。

その小説を書く暗中模索の過程において、私は少しずつ変わっていった。「プレイボーイ」は以前のように読まず、ただみるだけになり、ゴルフもハンディを保持しがたく、あれほど好きだったのにやめてしまった。

このように、陪審制度は司法に対する一般の人々——私のように遊んでばかりいた怠け者も含めて——の関心を高め、国民に対する教育的な機能があると、ウィグモアという学者が言っている。民主的な司法制度は国民の意思を反映すべきであり、それにタッチする人間が多ければ多いほど、国民の司法意識は高まり、陪審員として公民義務を果たす心構えをしげんに体得していくのであろう。

●十二人のコンセンサスを

私が陪審による裁判に心ひかれた理由を述べるには紙幅が足りない。一言すれば、有罪・無罪を決定する事実認定権を裁判官ではなく、国民の代表である陪審

員が握っている点であろう。

陪審制度が日本の国情に向かず、国民の法意識もまだ薄いと反論はあたらなる。表面は民主的にみせかけながら、内実は制度のもつ機能をうまく働かせないようにし、成果が上がらないのは国民の民度が低く、司法判断に適した能力に欠けるからだとは、民衆を見くだし、信頼をおかない典型的官僚の発想であろう。

事実認定の能力において、裁判官の方が陪審にまさるといふのは錯覚である。犯罪の真実発見という面では、裁判官も素人とさして変わりない。多様な経験をもつ十二人の陪審員の討議を経たコンセンサスの方がむしろ、職業裁判官の判断より「より正確」であるともいわれている。英米において陪審に対してとかくの批判はあっても、廃止の声をきかないのは、これにまさる制度がないからだ。

再審無罪が相次ぎ、また予想される昨今、日本政府としても陪審を望む国民の声をいつまでも黙殺するわけにいかず、必ずや対応を迫られることになるだろう。(いざい・ちひろ)



# 陪審裁判復活の可能性と限界



関原 勇 弁護士

●骨抜きにされた戦前の陪審法  
陪審法(大正一二年成立)は昭和三年一〇月一日から施行され、同一八年には戦争中という理由で停止した。しかし、実情を述べれば、実施後数年で件数は急激に減り、昭和一二年ころは有名無実の制度になっていた。

この原因は、形は陪審でも実質は官僚支配の裁判なので、国民が嫌ったためである。陪審制の中核は、事実認定権、つまり、有罪か無罪かを陪審員が決めることだが、旧法は裁判官が、陪審員の無罪評決を否定できたので、骨抜き陪審と批判されたのである。旧法といえども最初から骨抜きではなかったのだが、司法部の抵抗が強く、もみにもまれているうちに法案は抜け殻となった。

敗戦後、米占領軍によってあらゆる法律の見直しが行われた。「陪審」は戦争が終われば再開することになっていたから、米占領軍と司法部が相談して、欠陥のない、本来の正しい陪審制を復活する機会があったのである。

結論からいうと、復活は見送られ、裁判所法に痕跡を残すのみとなった。司法

当局は陪審を暗闇にほうむりたいと考え、占領軍当局と渡りあったに違いない。この辺りのやりとりを再び明るみに出したいところである。

●陪審法は国民の手で  
陪審抜きで出発した新刑法は、最初のころは一定の成果をあげた。しかし、その後も、誤判はたえることがなかったのは周知の事実である。死刑確定事件の再審開始は、国民に衝撃を与えた。国民は裁判官の能力に深刻な疑問を持ち、裁判官に裁判を任せるのではなく、国民の手に移すことを考えるにいたった。誤判を防ぐには、裁判官の個人的努力では限界がある。制度として保証された「陪審裁判」を実現するしかないのである。

これを実現するには、陪審法を作らねばならない。前に述べたように、裁判所法第三条第三項に、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない、とある。文字どおりに読むと政府は陪審を予想していた。本当は、政府が早い機会に立法作業をやるべきだった。しかし、司法部はやりたくないから手をつけぬ。やる気のないものの尻を叩くより、

国民運動によって、「議員立法」に持ち込み、われわれの手で作った方がよい。陪審のように、国民が、裁判に直接かわる制度では、上から与えられたものは身につかないし、長持ちしないからである。

●弁護士会の奮起を  
国民運動を開始するにあたって、注意すべき点を二、三述べてみよう。陪審制の実現という司法改革を、正面切って押



▲映画「十二人の怒れる男」の一場面

し出す国民運動は先例がない。それだけに、幾多の困難が予想され、運動の前途は多難である。

司法部にとっては、「事実認定権」をとりあげられることなので、なりふりかまわず抵抗するであろう。しかし、誤判を防ぐ有力な手立ては、裁判を国民が手にすること以外にはないのであって、これこそ歴史的事実であることを宣言しよう。

司法部の抵抗を押える一方、弁護士会の奮起を望まねばならない。陪審は、活発な弁護士活動があってこそ成りたつものであるからである。弁護士に頭を切り替えてもらうには、国民運動を盛んにし、その一翼を担ってもらうしかない。

戦後三十数年、国民運動は、成功・失敗の経験をしたが、失敗もいつかは成功の糧となった。司法の分野においても、再審では成果をあげ、死刑廃止も着実に歩みをすすめている。日本国民の大多数は、真面目で正義心が強い。誤判や冤罪の実態を知ってもらえば、陪審裁判の必要は必ず納得してくれるであろう。

(せきはら・いさむ)

# 陪審裁判と法曹一元

● 法曹一元とは何か

「法曹一元」という言葉は市民一般には親しみのない言葉だと思います。しかし「陪審裁判を考える会」とっては見逃すことのできない大事な言葉です。なぜなら法曹一元の基盤がないと、たとえ陪審制度が採用されたとしてもそれは「砂上の楼閣」にすぎないからです。そこで、本稿では法曹一元の意義について少し突

込んで考えてみたいと思います。まず法曹一元という言葉の意味ですが、それは「法曹である裁判官も検察官もその給源は弁護士でなければならぬ」



▲法曹養成をしている司法研修所 (東京・文京区)

ということを意味します。もっと平たくいうと、一定年限の弁護士の経験がなければ、裁判官や検察官にならないというシステムをそれは意味します。

なぜこのような主張がなされるかというと、弁護士の経験がないと、人権感覚にとほしく国民から遊離した官僚的裁判官・検察官が生まれがちだからです。現在の日本のシステムでは、司法研修所を出て裁判官・検察官となると彼らは定年までそのまま勤めます。しかも裁判官集団、検察官集団という官僚集団の中に組み込まれて、上からのきびしい統制に服します。これでは能率感覚は磨かれても、およそ人権感覚が磨かれることはありません。

法曹一元のもう一つの特徴は「昇任の観念がない」という点です。東大の田中英夫教授は法曹一元制度の下にあるイギリスの裁判官について次のように述べています。「英米でも、より下級の裁判官がより上級の裁判所の裁判官に任じられるという例がないわけではない。しかし、その場合にも、昇任的発想によるものではない。ある裁判所に欠員が出来



庭山英雄 中央大学教授

ると、その空席を埋めるべき候補者が広く求められることになるが、その際に、現により下級の裁判所の裁判官である者も候補者に加えられ、他の候補者と比較検討の結果、彼が選ばれたにすぎないのである」(英米法総論(下)八東大出版会、一九八〇年V四三四頁)。

官僚的昇任制はなぜいけないのでしょうか。それは昇任制のもとでは昇任を気にして、あるいは左遷をおそれて裁判官が自己の良心に反する裁判をする可能性が大きいです。昇任制がない結果としてイギリスでは「一官一俸制」がとられており、同種の裁判官の間に俸給の違いはありません。またイギリスの専門裁判官には一応五段階の区別があります。が、上下の俸給の格差はそれほど大きくありません。裁判官の独立はこのような制度的保障があって初めて保たれるものであり、わが国のようなきびしい官僚統制下ではこれを保つことはきわめて困難です。

● 法曹一元と陪審は一体不可分  
わが国で戦前に実施され、今停止されたままになっている陪審制度が挫折した

理由はいろいろありますが、私の考えでは法曹一元制度が並行して採用されなかった点にあります。陪審制度は民主自由社会における民主化の度合を表わす一つの象徴であって、それだけで孤立して生き残るものではありません。したがって、陪審制度の採用はわが国の司法制度全般に対して根本的な変革を要求することとなります。それだけに相当慎重な配慮をしないと、とうてい実現は困難です。

もしも現在の中中央集権的裁判官制度・検察官制度をそのままに残しておくのだとすれば、大陸法の伝統の国(西独やフランス)のように陪審制度の実現が精一杯だと思われま。参審制度なら現在の司法制度の枠組みをそのままにしておいて、選ばれた国民が参審員として裁判に加わるにすぎないからです。もし参審制度では不満だというなら、どうしても法曹一元制度をも実現しなければなりません。さきにも述べたとおり、陪審と法曹一元とは実は一体不可分のものだからです。この問題について皆さんと一緒に考える機会を是非一度持ちたいと願っています。(にわやま・ひでお)

● 法廷記者の眼

遠ざかる常識

飯室勝彦

東京新聞記者

昭和四〇年代の初め、裁判を本格的に取材するようになった私を感じた裁判の魅力は、その人間臭さにあった。法律というお堅い物差が最終判断の基礎になるとはいえ、そこに至るまでに、いかにして裁判官の琴線に触れるか、当事者双方が懸命に努力する。すでに「司法の反動化」が指摘され始めたころではあったが、裁判官の側にも、それに応えようとする姿勢がまだ残っていた。だから、当時の裁判取材には一編のドラマを見るような楽しみがあった。

例えば、公務執行妨害罪で起訴された



▲人権のトリデになりうるか——最高裁大法廷

元暴力団関係者に「懲役十五日、未決拘置日数の算入十五日」という判決を言い渡した裁判官がいる。判決文には書かれていなかったが、この被告が逮捕、留置された警察で、警察官から肋骨にひびが入るほどの暴行を受けたのに、警察官は処罰されず、被告だけ罰するのは片手落ち、という裁判官の怒りが理由の一つになっていた。この裁判官は、後日「大上段にふりかぶれば可罰的違法性云々」という議論も出来るが、それよりもこの方が実際のだと思った」と語ったものだ。上級審も「量刑軽きに失する感がないでもないが……」としつつも、検事の控訴を棄却。感激した被告が立派に更生したの言うまでもない。

言葉のなまりやノーネクタイでの授業を表向きの理由に解雇された私立高校教師の訴訟で、背景に教師の組合活動に対する学校側の嫌悪感があることを見抜き、「巧言令色鮮矣仁はいまも真理」と喝破した裁判官、上司の中傷めいたビラをまいて処分された労働者を「か弱い労働者が闘うには、他に方法がない」と救った判決もあった。

勝敗はともかく、判決に裁判官の人格、大げさに言えば人間に対する深い洞察がにじみ出ていた。いささか、不謹慎かも知れないが、我々は優れたドラマの脚本を探すような気持ちで、連日判決の山をチェックして歩いたものである。

無罪判決を言い渡すとき、連絡してくれる裁判官もいた。そして有名ではない事件でも、判決法廷に記者がいないと書記官に記者クラブへ連絡させるのである。逮捕、起訴の段階の報道で社会に有罪の印象を与えているのだから、訂正の機会を作らなければ、被告が気の毒という配慮だったと思う。こんな裁判官に会うたび「やっぱり裁判所は人権のトリデ」との感を深くしたものだ。

ところが、いったん別の仕事にまわり、五三年、再び裁判取材を担当するようになったとき、雰囲気はかなり違っていた。訴訟の進行は何となく事務的になり、無味乾燥な判決が多くなっていた。

例えば、私が「三下り半判決」と名づけた次の判決——  
原告が弁護士に頼らず一人で起こした行政訴訟で、判決書には本文のあと、型

通り原告と被告の主張が並ぶ。そして、それに続く理由の欄は（正確な文章は忘れたが）「当裁判所も被告の主張通りだと考える。よって原告の請求は失当なので本文の通り棄却する」。たったそれだけである。そこには、原告を説得しようとする姿勢はみられず、背後に冷たい、無機質な「判決マシーン」の存在を感じさせるだけだ。結論は同じでも、裁判官が自分の言葉でしゃべってくれば、まだあきらめもつこうが、神のご託宣のような判決は、原告の裁判不信感をつのらせたに違いない。

いつも法壇の上にいる裁判官は、裁判以外の場面でも、自分が常に「偉い」と感ずるのだろうか。地裁所長が、記事に抗議するため、具体的用件も告げず、編集局長を電話一本で呼びつけたことがある。用事のある方が、相手方を訪ねるのが社会常識。呼びつけるにしても、あらかじめ用件ぐらいは告げるのが普通である。その点を指摘すると、所長の代理で電話をかけた課長は言ったものだ。「あなた方と我々は住む社会が違うから常識も違う」。

正直言ってあきれ返った。「裁判所はそこまで社会の常識と縁遠くなってしまったのか」——つくづく考えさせられる発言だった。（いいむろ・かつひこ）



# ●陪審裁判文献案内

## ●ノン・フィクション

①伊佐千尋『逆転』新潮文庫

これは副題の示す通りアメリカ支配下の沖繩で、陪審裁判の陪審員に選ばれた著者の体験を記したもので、大宅壮一賞受賞作品です。

②大岡昇平『無罪』新潮文庫は、サッコ

・パンゼッティ事件をはじめ一三件の裁判を紹介します。著者はイギリスでは陪審がうまく働いていると結んでいますが、アメリカのサッコ事件は陪審による誤判と言わざるをえません。

③ハワード・ファスト、松本正雄他訳『ぼくらは無罪だ！ サッコとヴァン

ゼッティの受難』新評論社、五五年

④守川正道『サッコ・ヴァンゼッティ事件』三一書房、七七年

⑤フランシス・ブッシュ、庄司浅水訳

『有罪か無罪か』新潮社、五二年

⑤はサッコ事件や、アルジャー・ヒス事件、ローゼンバーグ事件などを取り上げています。ほかに

⑥ルイス・ナイザー、村上博基訳『ローゼンバーグ事件の全貌・上下』文化放送、七六年、もあります。

⑦ジェローム&バーバラ・フランク、児

島武雄訳『無罪——36の誤判例』日本評論社、七八年、は陪審による誤判を集め、その原因を追求したものです。

⑧ジェローム・フランク、古賀正義訳『裁かれる裁判所・上』弘文堂、七〇

年、も陪審制に触れています。

イギリスの陪審裁判例を集めた実録裁判シリーズには

⑨W・ラフヘッド編、大久保博訳『目撃者(上・下)』、⑩H・B・アーヴィン

グ編、梅田昌志郎訳『疑惑』、⑪E・R・ワトソン編、梅田訳『謀殺』、⑫D・

スミス編、吉田映子訳『密会』、⑬R・H・ブランドル・R・E・シートン編、

吉田訳『情事』(いずれも旺文社文庫、八一年)があります。

⑭トニー・パーカー、奥村廉明訳『死刑への偽証・上下』成文堂、七一年、も

戦後イギリスの誤判事件。

⑮ジョワジール編、中山真彦訳『訴える女たち——レイブ裁判の記録』講談社

七九年、はフランスの陪審裁判。英米の弁護士伝記などの中にも陪審についての記述が見られます。

⑯アービング・ストーン、小鷹信光訳

『アメリカは有罪だ——弁護士ダロウの生涯・上下』サイマル出版会、七三年

⑰ジェリー・ギースラー、竹内澄夫訳『ハリウッドの弁護士・上下』弘文堂

六三年

⑱ルイス・ナイザー、安部剛・河合伸一

訳『私の法廷生活』弘文堂、六四年

⑲リー・ペイリー、山崎行造訳『弁護士ベイリー』平凡社、七三年、など。

## ●法廷ミステリー

日本の推理小説が面白くないのは、日本に陪審制がないからであるとよく言われます。英米の法廷ミステリーの代表はカリフォルニアの弁護士E・S・ガードナーのペリー・メイスンものでしょう。

⑳E・S・ガードナー『すねた娘』、『吠える犬』、『奇妙な花嫁』(いずれも創

元推理文庫)などには陪審が登場します。『ピロッドの爪』『幸運な足の娘』

『管理人の飼猫』などには陪審法廷は出てきませんが、著者の陪審に対する

考え方が随所に見られます。ガードナーは冤罪究明のための私設法廷を組織

しましたが、

㉑E・S・ガードナー、新庄哲夫訳『最後の法廷』早川書房、五二年、はその紹介です。

㉒レイモンド・ボストゲイト、黒沼健訳『十二人の評決』早川ミステリー

㉓フランシス・アイルズ、大久保康雄訳『殺意』創元推理文庫

㉔ロバート・トレイバー、井上勇訳『裁判——ある殺人事件の解剖・上下』創

元推理文庫、などは、陪審のあやうさが結末の意外性につながっています。

最近の作品では、

㉕ヴィンセント・ビュグリオンシー、中村保男訳『裁判——ロサンゼルス二重

殺人事件・上下』創林社、七九年

㉖ソル・スタイン、秋津知子訳『法廷の魔術師』早川書房、七九年

㉗レオン・ユリス『QBⅦ』新潮社、八〇年、などがあります。㉘㉙の著者はアメリカの地方検事です。

## ●シナリオ

㉚レジナルド・ローズ、額田やえ子訳『十二人の怒れる男』劇書房、七九年

は、同名映画の原作。

㉛ダニエル・ペリガン、有吉佐和子他訳『ケイトンズヴィル事件の九人』新潮社、七二年、は徴兵カードを焼き捨て

たベトナム反戦活動家が自分自身の裁判を脚本化したもの。

## ●市民の立場から

### 人権に対する優しい心

加藤百合子

私は、この会の仲間のうちで一番の素人だ。だから、私はこの会について、一番、市民運動的感覚の持ち主なのかもしれない。

この会を市民運動の側面からみれば、「司法の民主化運動」と感じられ、はてしなくその領域を広げることが出来る。

また、この会を法律の専門家の立場からみれば、内部改革とみることが出来る。どのような組織であれ、個人であれ、自己改革の達成には非常に困難と苦痛を伴うもので、そのことを一番よく知っているのも改革者自身である。このような専門家の人たちに驚異の念を禁じ得ない。月一回の例会は、雑談からはじまって、徐々に問題の核心へと迫る熱気に満ちている。同じ灯をともした人びとが無心に討論する姿を見ていると、いつも、何か充足感を持つことができるのである。

私は、人権に対する優しい心、正義

感、真実を追求する心、このようなさまざまな心を、われわれのグループの中でだけ発散させることで終わってはならないと常々思うのである。この情念をもっと外に向け、市民運動としての連帯を呼びかけなければならない。

さて、私は、この会に発足二回目初めて参加し、以来、毎回出席しているが、その間、上治清弁護士とは二度ほどの機会にお話ししたが、いまに思えば、先生はともこの会の先行きを思われ、市民運動としての会の行動に関心を寄せていたことを感じる。先生は、このことを、「国民の司法参加」(東京弁護士会編『司法改革の展望』有斐閣所収)において、素人にもわかりやすく説いている。

合宿先での先生のご逝去は、人生の強さとはかなさを如実に感じさせた。あの夜は、先生を含め私たち誰もが明日のことを思いわずらわず、ただ合宿のために十全に生きたのである。先生のご遺稿を再び読みながら、その気持ちはますます確かなものとなっていくようである。

先生のご冥福を祈るとともに、会の発展に微力であるが、尽力したい。

## ●活動日誌(一九八二年)

〔第一回〕4月2日(日本教育会館にて) 裁判における真の民主主義を考へるとき、陪審裁判の実現に到達せざるを得ない点で、ほぼ意見が一致。

〔第二回〕5月7日(倉田法律事務所にて) わが国の陪審法の歴史。陪審裁判と誤判防止。

〔第三回〕6月4日(同) 倉田会員による浦辺衛氏の「わが国における陪審裁判の研究」、飯室会員による佐藤邦雄氏の「なつかしい陪審制度」の紹介。

〔第四回〕7月2日(同) わが国での陪審裁判実現の可能性。

〔第五回〕8月5日、6日(富士見ハイツにて合宿) 一日目「繁田会員」オックスフォード大の陪審研究『シャドウ・ジュリー』、篠倉会員「私の陪審裁判提唱論」。二日目「庭山会員」ロード・デブリンの陪審論をめぐって。上治清会員逝去(享年五四歳)。

〔第六回〕9月3日(倉田法律事務所にて) わが国におけるシャドウ・ジュリーの可能性。

〔第七回〕10月1日(同) 会報企画。

〔第八回〕11月8日(同) 編集会議。

〔第九回〕12月14日(同) 忘年会。

## ●編集後記

▼第一回の文献案内は、陪審裁判について全く無関心だった方に、少しでも興味をもってもらえるような読みやすい読物を選んでみました。なるべく現在でも入手可能なものを拾いましたが、何冊かは絶版のようです。発行年は西暦です。次回からは網羅的なものを掲載します。

今年亡くなったヘンリー・フォンダを追悼して「十二人の怒れる男」がテレビ放映されましたので、ご覧になった方もあられるでしょう。あれが陪審です。(い)

▼弁護士をつけない本人訴訟で「豊前環境権訴訟」を闘ってきた松下竜一氏の著作に『海を守るたたかい』(筑摩書房)がある。これは、公害の深刻さを小中学生向けに綴ったものであるが、同時にわが国の「裁判」についてのするどい分析と批判の書でもある。とくに、裁判過程で、「素人は黙っている」式の発想が裁判官の発言の中に秘んでいたことが、リアルに描かれている。

新憲法の下でできた「裁判制度」について、戦後三十余年を経た今日、民衆レベルで総点検する必要がある。それがまた「陪審裁判」実現への一助となると思われる。(な)